

京 都 大 学 本 部 事 務 決 裁 等 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(決裁)</p> <p>第3条 } (略)</p> <p>(1)～(8) }</p> <p>2 }</p> <p>3 前2項に定めるもの以外の事案については、その名義者(大学、事務本部の部、課、<u>室及びセンターの組織の名義によるもの</u>にあつては、その長)の決裁を受けるものとする。</p> <p>4 } (略)</p> <p>(専決) }</p> <p>第4条 }</p> <p>2 }</p> <p>(決裁における事前承認)</p> <p>第5条 総長の決裁又は承認を受けようとする事案についてはあらかじめ当該事案について所管の理事等の、理事等の決裁又は承認を受けようとする事案についてはあらかじめ当該事案について所管の部長の、部長の決裁又は承認を受けようとする事案についてはあらかじめ当該事案について所管の課長、<u>室長又はセンター長</u>の承認を受けるものとする。</p> <p>2 } (略)</p> <p>(代決) }</p> <p>第6条 }</p> <p>2～3 }</p> <p>(共管事項等に係る事前協議等)</p> <p>第7条 事案が、他の部課等の所掌事務に密接に関連し、又はその共管に属するもので、当該関係部課等の承認を得なければ本学としての意志決定ができないものについては、あらかじめ関係部課等と協議し、その承認を得るものとする。ただし、主管の課長(室長<u>及びセンター長</u>を含む。以下同じ。)の判断により、事後に決定された内容に係る写しを交付(電子媒体による送付等を含む。以下次条において同じ。)することにより通知することをもってこれに代えることができる。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(決裁)</p> <p>第3条 } (同 左)</p> <p>(1)～(8) }</p> <p>2 }</p> <p>3 前2項に定めるもの以外の事案については、その名義者(大学、事務本部の部、課<u>及び室の組織の名義によるもの</u>にあつては、その長)の決裁を受けるものとする。</p> <p>4 } (同 左)</p> <p>(専決) }</p> <p>第4条 }</p> <p>2 }</p> <p>(決裁における事前承認)</p> <p>第5条 総長の決裁又は承認を受けようとする事案についてはあらかじめ当該事案について所管の理事等の、理事等の決裁又は承認を受けようとする事案についてはあらかじめ当該事案について所管の部長の、部長の決裁又は承認を受けようとする事案についてはあらかじめ当該事案について所管の課長<u>又は室長</u>の承認を受けるものとする。</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>(代決) }</p> <p>第6条 }</p> <p>2～3 }</p> <p>(共管事項等に係る事前協議等)</p> <p>第7条 事案が、他の部課等の所掌事務に密接に関連し、又はその共管に属するもので、当該関係部課等の承認を得なければ本学としての意志決定ができないものについては、あらかじめ関係部課等と協議し、その承認を得るものとする。ただし、主管の課長(室長を含む。以下同じ。)の判断により、事後に決定された内容に係る写しを交付(電子媒体による送付等を含む。以下次条において同じ。)することにより通知することをもってこれに代えることができる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、平成24年6月8日から施行し、平成24年4月1日から適用する。</p>

改正前		改正後	
別表第1 (第2条関係)		別表第1 (第2条関係)	
事項	名義者	事項	名義者
(略)		(同左)	
14	刊行物その他の資料の送付その他軽微な事務連絡の文書	14	各課長(室長を含む。)
15	事務本部の各部、各室若しくは各課又はセンターのそれぞれの運営に関するもの	15	事務本部の各部、各室又は各課のそれぞれの運営に関するもの
別表第2 (第3条第2項関係)		別表第2 (第3条第2項関係)	
事項	決裁者	事項	決裁者
京都大学本部事務分掌規程(平成18年8月30日総長裁定。以下「分掌規程」という。)第2条、第4条、第5条、第7条、第8条及び第31条第3号に定める事項並びに人権及び男女共同参画に関する事項	総務・人事担当の理事	京都大学本部事務分掌規程(平成18年8月30日総長裁定。以下「分掌規程」という。)第2条、第4条、第6条、第8条(第5号及び第6号を除く。)及び第28条第3号に定める事項並びに人権及び男女共同参画に関する事項	総務・人事担当の理事
分掌規程第24条(第2号を除く。)及び第26条に定める事項	教育担当の理事	分掌規程第21条(第2号を除く。)及び第23条に定める事項	教育担当の理事
分掌規程第21条から第23条まで及び第24条第2号に定める事項	学生担当の理事又は副学長	分掌規程第19条、第20条及び第21条第2号に定める事項	学生担当の理事又は副学長
分掌規程第27条に定める事項	研究担当の理事	分掌規程第24条に定める事項	研究担当の理事
分掌規程第11条から第15条まで、第17条及び第18条に定める事項	財務・施設担当の理事	分掌規程第9条から第13条まで、第15条及び第16条に定める事項	財務・施設担当の理事
分掌規程第3条に定める事項	企画担当の理事	(同左)	
分掌規程第6条、第9条及び第10条に定める事項並びにコンプライアンスその他外部戦略に関する事項	渉外担当の理事	分掌規程第5条、第7条、第8条第5号及び第6号に定める事項並びにコンプライアンスその他外部戦略に関する事項	渉外担当の理事
分掌規程第25条(特に重要なものに限る。)に定める事項	高等教育研究開発推進機構長	分掌規程第22条(特に重要なものに限る。)に定める事項	高等教育研究開発推進機構長
分掌規程第16条に定める事項	環境安全保健機構長	分掌規程第14条に定める事項	環境安全保健機構長
分掌規程第29条及び第30条に定める事項	国際交流推進機構長	分掌規程第26条及び第27条に定める事項	国際交流推進機構長

改正前			改正後		
分掌規程第19条及び第20条に定める事項	情報環境機構長		分掌規程第17条及び第18条に定める事項	情報環境機構長	
分掌規程第28条に定める事項	産官学連携本部長		分掌規程第25条に定める事項	産官学連携本部長	
別表第3（第4条関係）			別表第3（第4条関係）		
事項	専決者				
	専門職員	専門員	課長	部長	理事等
(略)					
事務本部の職員の年次休暇及び特別休暇(夏季休暇に限る。)の承認並びに週休日の振替え及び代休日の指定			(略)		
1) 部長					
2) 課長					
3) 専門員					
4) 専門職員					
5) 1) から4) まで以外の職員					
(略)					
(後略)					
事項	専決者				
	掛長又は専門職員	課長補佐、室長補佐又は専門員	課長又は室長	部長	理事等
(同左)					
事務本部の職員の年次休暇及び特別休暇(夏季休暇に限る。)の承認並びに週休日の振替え及び代休日の指定			(同左)		
1) 部長					
2) 課長又は室長					
3) 課長補佐、室長補佐又は専門員					
4) 掛長又は専門職員					
5) 1) から4) まで以外の職員					
(同左)					